

国史大辞典 第1巻 (あ～い)

国史大辞典編集委員会編

東京 吉川弘文館 1979. 3

930p 図版68枚 折り込地図1枚 27cm

Title entry: Kokushi daijiten

Ed.: ©Kokushi daijiten henshū iinkai, 1979.

Printed in Japan



国史大辞典 第一巻

昭和五十四年三月一日 第一版第一刷発行
平成七年八月一日 第一版第八刷印刷
平成七年九月一日 第一版第八刷発行

編集 国史大辞典編集委員会

発行者 吉川圭三

発行所 株式会社 吉川弘文館

〒一一三

東京都文京区本郷七丁目二番八号

☎(〇三)三八一三―九一五一代表

振替口座〇〇一〇〇一五―二四四

落丁・乱丁本はお取替えいたします

ISBN4-642-00501-3

〔日本複写権センター委託出版物〕

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

序

戦後、文化の高揚普及の声に応じて、大規模な百科辞典がつぎつぎに刊行され、一家庭に一部をの標語が実現されているかに見える。たしかに、百科辞典は便利である。森羅万象、あらゆる事物について、たちどころに必要な知識を与えてくれる。ただ、惜しいことには、専門的に立ち入った事実を知ろうとするには、項目が立ててなかったり、叙述が簡単であったりして、物足りない感じを抱かせられる。

この欠点を補うものは、学問の分野別にまとめられた辞典であろう。人文・社会・自然の諸科学の各専門分野の辞典は、専門学者にとって有益なばかりでなく、素人にも興味をもてる。豊富な図版を伴った動物学・植物学の辞典類は、何の目的もなく、ただひもとくだけで楽しいものである。同様なことは、日本歴史の辞典についてもいえよう。

戦後三十三年、日本歴史の学問はいちじるしく進歩した。新史料の発見によって不明の史実の明らかにされたものは多く、史観の変化によって既成の学説の改められたものもおびただしい。研究の分野は周辺に広まって、他の諸科学と交流し、個別の研究は微に入り細を穿って深化する。専門の史学者でも、その発展の全貌に通ずることは困難である。ここに詳密な辞典を座右に置き、時に応じて、所要の知識を求める必要が起ってくる。

一方、一般の読書子からも、そうした要求が出されるであろう。昭和三十年代から出版界に歴史ブー

ムの声が聞かれ、一張一弛、今になってもその勢いは衰えない。十冊・二十冊の叢書として、日本歴史を概説する書物は、各出版社から工夫をこらして出版され、史学者ならぬ哲学者・評論家が清新な視角から構成した特異の歴史像・人物論が世に迎えられる。日本人はもともと歴史を好む習性を持つと、私は考えるが、太平の世を過ごすこと久しく、歴史に対する興味と関心は、国民の日常生活の中に確実に定着したものといってよい。

ただ、その際必要なことは、学問に裏づけられた正しい歴史知識である。フィクションと史実との弁別、特殊と普遍との認識、史料の真偽の鑑別など、およそ起り得るあらゆる疑問に直ちに回答できるものは、信頼すべき歴史辞典において、ほかにあるまい。

日本歴史の辞典として戦前広く行われ、ひとびとの信用を博していたものは、吉川弘文館の発行した『国史大辞典』である。初版は明治四十一年に発行され、珍しい色刷図版を別冊とした、当時としては清新豪華なものであった。その後幾たびか版をかえて世に出され、大正・昭和を通じ、文字通り斯界の指針として重きをなしていた。昭和十五年、富山房が出版した『国史辞典』は、新しい研究成果を盛り、好著として迎えられたが、第四冊までを出版しただけで、戦争の激化によって中絶し、その後は再興されずして終った。

戦後、各種の歴史辞典の出版はないことはないが、往年の『国史大辞典』、または『国史辞典』に匹敵するような重量感に充ち満ちたものは出ていない。吉川弘文館社長吉川圭三氏は、これに鑑み、今日の歴史学の水準を示す日本歴史大辞典として、その名称も先行のそれを継承した新しい『国史大辞典』の

出版を企画し、その編集を私どもに依頼した。

編集委員会は昭和四十年の発足以来、編集方針の検討、収載項目・執筆者などの選定に取り組み、隣接部門はそれぞれの専門家の指導を仰ぎながら慎重な審議を続け、記述の正確にして客観的な歴史辞典の編集に鋭意努力を払った。今日まで二千名に近い執筆者に原稿の執筆を依頼しているが、原稿の整備と校正、図版の選定と作製等に意外な年月を費やしてしまった。しかし、この程ようやく諸般の準備が完了し、第一巻を世に送り出すことのできるのは、私どもの深く喜びとするところである。同時に、これまで執筆・編集等にご協力いただいた各位、この書の出版を待ち望んでおられた各位には、出版の遅延について衷心からお詫びを申し上げる。おもうに、本辞典が完結するまでには、本委員会にとっても出版社にとっても、前途に幾多の困難が予想される。どうか無事所期の目的が達成できるよう、今後とも各位の変わらぬご支援を懇願する。

本書が、専門学者には信頼すべき座右の書として、一般読書子には興味ある書物として、お役に立つことができれば、編集委員会および吉川弘文館の喜びは、これにしくはものはない。委員会を代表して一言蕪辞を巻頭に題する次第である。

昭和五十三年十二月

国史大辞典編集委員会

代表 坂本 太郎

編集賛助員

岸 俊男	川崎 庸之	笠原 一男	荻野 三七彦	岡田 章雄	大野 達之助	大藤 時彦	太田 博太郎	太田 晶二郎	岩 生成一	弥 永貞三	井上 光貞	井上 薫	伊東 多三郎	石母田 正	石井 良助	家永 三郎	赤松 俊秀
西山 松之助	西田 長男	中村 栄孝	永原 慶二	直木 孝次郎	豊田 武	遠山 茂樹	土井 弘	玉村 竹二	谷 信一	鈴木 敬三	末松 保和	下村 富士男	斎木 一馬	小葉田 淳	後藤 四郎	黒板 昌夫	北島 正元
		和歌森 太郎	吉田 常吉	吉田 精一	安田 元久	森末 義彰	森 克己	桃 裕行	宮本 又次	堀 一郎	古島 敏雄	藤木 邦彦	福尾 猛市郎	林屋 辰三郎	芳賀 幸四郎	沼田 次郎	貫 達人

(五十音順)

例言

項 目

一 本辞典に収録する項目は、日本歴史の全領域を網羅し、さらに広く考古学・人類学・民族学・民俗学・国語学・国文学などの隣接諸分野にも及んだ。また、主要な典籍・古文書・記録や、書誌学・古文書学・史料学、史学史関係の項目も多数採取して、研究の便を図った。

二 一つの項目で、別の呼称や読みのある場合は、適宜その一つを選んで見出しを立て、他は必要に応じカラ見出しとし、その項目を指示した。

三 関連項目は、適宜その一つを選んで見出しを立て、まとめて記述した場合もある。また、総括的概観ができるよう、主題項目の中に中見出しを立てて記述する方法も用いた。

四 かな見出し

- 1 現代かなづかいによる「ひらがな」書きとした。
- 2 外国語・外来語は「カタカナ」書きとし、「ヴ」は使用せず、長音は長音符号(ー)を用いた。ただし、中国・朝鮮の人名や地名で、日本の漢字音によるものは「ひらがな」書きとした。

3 欧米人名は、ファミリーネームをかな見出しとした。
本見出し

1 日本読みのものは、漢字と「ひらがな」を用いた。

2 外国語は原語の綴りを用いた。ただし、ギリシャ語・ロシア語などは、ローマ字に置きかえたものを用いた。

3 日本語と外国語を合成したものは、外国語の部分を「カタカナ」書きとした。

4 外来語で漢字表記が慣用されているものは、漢字を用いた。

5 欧米人名は、パーソナルネーム、ファミリーネームの順のフルネームとし、爵位も付記した。

6 かな見出しと全く一致する場合は、本見出しを省略した。

7 中国・朝鮮以外の国名は通称に従い、英語の綴りを本見出しとした。政体名を付ける場合は「カタカナ」・漢字まじりとし、英語の綴りを付記した。

8 中国・朝鮮の地名および近代の人名は、本見出しの後に、必要に応じ原語音のローマ字綴り(中国はウェード方式、朝鮮はマッキューン・ライシャワー方式)を付記した。

配 列

一 かな見出しの五十音順とした。清音・濁音・半濁音の順とし、また、促音・拗音も音順に加えた。長音符号(ー)は、その前の「カタカ

ナ」の母音をくり返すものとみなして配列した。

二 かな見出しが同じ場合は、本見出しの字数・画数の順とし、さら
にかな見出し、本見出しが同じ場合は、一般・人名・典籍・地名の
順とした。

三 一般・人名・典籍・地名のそれぞれの中で、かな見出し、本見出
しが同じ場合は、おおむね著名順または年代順とし、(一)(二)(三)……を冠
して一項目にまとめた。

記 述

一 文体・用字

1 漢字まじりの「ひらがな」書き口語文とし、かなづかいは、引
用文をのぞき、現代かなづかいを用いた。

2 漢字は新字体を用い、歴史的用語・引用史料などのほかは、な
るべく当用漢字内で記述した。また、必要に応じ(一)内に読みが
なを付けた。

3 数字は、漢数字を使用し、十・百・千・万などの単位語を付け
た。ただし、西暦、西洋の度量衡、百分比、統計的数値、列記さ
れる数字群、文献の編・巻・号などは、単位語を略し、桁数が多
い時は、万以上の単位語を付けた。壺・式・参・拾・廿・卅など
の数字は、引用文などのほかには使用しなかった。横書きの場合
は、アラビア数字を用いた。

二 年次・年号・時代

1 年次表記は、原則として年号を用い、(一)内に西暦を付け加え
た。同年号が再出する場合は、西暦を省略した。

2 改元の年は、原則として新年号を用いた。

3 年号のない時代は、『日本書紀』『続日本紀』により、天皇の治世
をもって年次を表わした。また、崇峻天皇以前は、西暦の注記を
省略した。

4 南北朝時代は、北朝の年号を用い、必要に応じて南朝の年号を
(一)内に付け加えた。

5 日本の年号と、中国・朝鮮の年号を対照させる場合は、いづれ
かを主にし、他を(一)内に入れた。

6 朝鮮の紀年は、『三国史記』『高麗史』『朝鮮王朝実録』の称元法に
従った。

7 外国関係の記事で、日本と関係のある場合は年号を使用し、特
に關係のない場合は、西暦のみとした。

8 太陽暦採用(明治五年、一八七二)前の欧米との外交関係につい
ては、必要に応じ太陽暦・太陰暦の両方を掲げた。また、改暦前
は、一月とはせず、正月とした。

9 時代の称呼は、原則として古代・中世・近世・近代・現代とし
た。また、大和時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・南北朝時
代・室町時代・戦国時代・安土桃山時代・江戸時代・明治時代・
大正時代・昭和時代などの通用の時代区分も適宜用いた。

三 中国・朝鮮人、および昭和二十四年（一九四九）以前に没した日本人の年齢は、かぞえ年齢とし、そのほかは満年齢で記した。

四 記述の最後に、基本的な参考文献となる著書・論文・史料集をあげ、研究の便を図った。

五 項目の最後に、執筆者名を（ ）内に記した。

六 記号

『 』 書名・雑誌名・叢書名などをかこむ。

「 」 引用文または引用語句、特に強調する語句、および論文名などをかこむ。

（ ） 注または読みがなをかこむ。角書・割書も一行にして

（ ）でかこむ。

〔 〕 小見出しをかこむ。

⇩ カラ見出し項目について、参照すべき項目を示す。

↓ 参考となる関連項目を示す。

↳ 別刷図版のあることを示す。

| 区間を示す。 例…江戸―長崎

〔 〕 数の幅を示す。 例…二五―三〇センチ

・ 並列点および小数点を示す。

Ⅱ 系図の養子を示す。

Ⅱ 二語以上の外国語を「カタカナ」書きにしてつなぐ時に用いる。 例…ウィリアムⅡ アダムス

／ 金石文などの引用史料の改行を示す。

国史大辞典編集委員会

編集顧問

大久保利謙
児玉幸多
小西四郎
斎藤忠
竹内理三
宝月圭吾

編集委員

坂本太郎
白井勝美
大石慎三郎
笹山晴生
佐藤進一
関根晃
高村直助
田中健夫
土田直鎮
鳥海靖
羽下徳彦
早川庄八
尾藤正英
丸山雍成
皆川完一
由井正臣

図版目録	932
印判状	905
印章	889
伊能忠敬	777
糸印	697
板碑	617
家形埴輪	425
出雲大社并神郷図	313
装束の色の種類	313
天橋立図	313
校倉	233
吾妻鏡	217
飛鳥周辺図	201
足利学校の蔵書	169
別刷図版	408
い	
あ	

図 版 目 録

1

あ — い

例 言

- 1 この図版目録は、本冊に収載した図版を、下記の分類によって掲げたものである。

肖像	(1)
花押・自署	(3)
印章	(4)
紋章	(5)
文書	(5)
典籍	(6)
新聞・雑誌	(7)
絵画	(7)
絵図	(7)
地図	(8)
仏像	(8)
建築	(9)
船	(9)
遺物	(9)
遺跡・史跡	(10)
その他	(11)

カラー別刷図版	
飛鳥周辺図	(12)
天橋立図	(12)
装束の色の種類	(12)
出雲大社并神郷図	(12)
家形埴輪	(12)
糸印	(12)
伊能忠敬	(12) (13)
印章	(12) (13)
印判状	(12) (16)

モノクロ別刷図版	
足利学校の蔵書	(12) (17)
吾妻鏡	(12) (17)
校倉	(12) (18)
板碑	(12) (18)

- 2 記号・略号

● 国宝
◎ 重要文化財
○ 重要美術品
〔特史〕 国指定特別史跡
〔史〕 国指定史跡

〔絵〕 肖像画
〔彫〕 肖像彫刻
〔写〕 肖像写真

あ

アーサー James Hope Arthur 一八四二—

七七 アメリカのバプテスト教会宣教師。一八四二年六月、アメリカのコネティカット州ハートフォードに生まれる。南北戦争当時、十八歳で北軍に加わり、一年半戦争生活をしたが、七〇年ブラウン大学、七三年ニュートン神学校を卒業。明治六年（二八七）十月バプテスト教会宣教師として来日、横浜で日本語を学び、一方、夜学校で英語を教えたりした。同七年六月東京に移り、来日の時同船して知り合った森有礼から駿河台の家を借りて、はじめは男児を教え、やがて女学校を始めた。八年十一月同派の婦人宣教師キダー Anna H. Kidder の来任とともに喜多女学校と呼ばれた。のちの駿河台英和女学校である。また同派の東京伝道の開拓者であり、九年五月東京で最初のバプテスト教会である東京第一浸礼教会を設立した。同十年五月健康を害したため帰国。一八七七年十二月九日、滞在中のカリフォルニア州オークランドで没。三十五歳。

【参考文献】 Proceedings of the General Conference of Protestant Missionaries in Japan, held in Tokyo October 24—31, 1900. 高橋 楠雄編『日本バプテスト史略』上

アーネスト＝サトウ Sir Ernest Mason Satow 中サトウ

アーノルド Sir Edwin Arnold 一八三三—一九〇四 イギリスの詩人、ジャーナリス

ト。一八三三年六月十日イギリス、ケント州グレブゼンドに生まれる。ロンドン大学・オックスフォード大学を卒業。はじめ教育者となり、五四年から二カ年バーミンガムのエドワード王学校長、五六年から六一年までインド、ブリーナのデカン学校（コレッジ）の校長をつとめた。帰国後は『デリーリ・レグラフ』の社説を執筆し、七三年主筆となった。八八年勲爵士（ナイト）を授けられる。移動特派員として世界中を回っていたが、明治二十二年（一八八九）に来日して二年近く滞在、各地で講演した。三番目の妻は仙仙のクロカワタマという日本人であった。一九〇四年三月二十四日没。七十一歳。作品は英詩によって東洋の思想と生活をうたったものが多く、釈迦の生涯をうたった長篇詩「アジアの光」『The Light of Asia』で名声を得、また日本関係の著作もある。著書に『The Light of the World』(1891); 『Japanica』(1891); 『Aduma or the Japanese Wife』(1893); 『Seas and Lands』(1899) などがある。

【参考文献】 W. C. Wilkinson: Edwin Arnold as Poetizer and as Paganizer (1894); Brooks Wright: Interpreter of Buddhism to the West, Sir Edwin Arnold (1969).

（重久篤太郎）

あい 藍 植物性の醗酵染料。青色系の紺・花色・縹・浅葱などを染め出すものを称しているが、種類は様ではない。わが国でもっぱら用いられているのは蓼（たて）藍で、奄美群島や沖縄には琉球藍があり、その他インドを原産地として西方に広く用いられたものに印度藍がある。印度藍は明治時代に一時わが国に輸入されたことがあるが、その後化学染料の開発によって用いられなくなった。わが国にはこのほかに古く青摺（あおずり）に用いられたといわれる山藍がある。山城国の男山に多く産したといわれるが、これは蓼藍とは

全く違ったもので、藍の成分は含んでいない。蓼藍は蓼科に属する一年生の植物で、各地で栽培されたが、近世は阿波の徳島周辺がその産地として最も知られている。二月ごろ播種し、七月に刈り取り、これを刻んで乾燥したもの（葉藍）と称する。これを床にねかせ適度の水を加えて醗酵させたものが染（すくも）藍で、これをさらに白で搗いて固めて玉藍を作る。藍染めをするには、この葉藍または玉藍に含有している青藍（Indigotin）は水に溶解しないので、これを藍がめの中で白藍に変化させアルカリ溶液に溶解させて行う。これを藍建てといい、醗酵建て・亜鉛建て・還元建てなどいろいろな方法があるが、通常醗酵建てが多く行われている。これは青藍を石灰・木灰・ふすまなどとともに藍がめに入れて醗酵させて行うもので、これに布または糸を漬けて絞る空気曝すことにより白藍が酸化して青色に変ずる。これを数回ないし十数回繰り返すことによって、薄水色から濃紺に至るまでの濃淡の色相を得ることができる。

【参考文献】 後藤捷一『日本染織譜』

（山辺 知行）

藍の色素は、主としてマメ・アブラナ・タデ・キツノマゴ・ガガイモ・キョウチクトウ・キク・ランなどの科に属する植物中に含まれているが、わが国所産のものは琉球藍（キツノマゴ科）・染物藍（ガガイモ科）・蝦夷大青（アブラナ科）・蓼藍の四種で、琉球藍・染物藍の二種は鹿児島県の一部と沖縄県下に蝦夷大青は北海道に産し、いずれも所産地の民間染料以外経済的価値はない。内地一般に栽培されて染料の王座を占め、三草の一つに数えられたのはタデ科に属する蓼藍で、単に藍といえは本種を指す。古来摺染に使用された山藍（トウダイグサ科）が、多くの書に含藍植物と記されているのに疑問を持ち、筆者は定量分析を行なって青藍分を含有しないことを

確認したが、なお近刊の著述に含藍植物とするのは、幕末に鹿児島藩が琉球藍は山地に栽培する関係上、畑栽培の蓼藍と区別して山藍の称呼を与えたのに起因し、明治前期藍製造法の改良が叫ばれた際、これに関する諸記録がことごとく琉球藍を山藍と記録したので、固有山藍と蓼藍との混乱はすでに江戸時代の国学者間に多々見受けられ、これらは注意すべき問題である。蓼藍はわが国固有のもてはなく大陸からの帰化植物で、その渡来年代は明らかでないが、奈良時代・大宝二年（七〇二）の『大宝令』賦役令や『正倉院文書』などに、関係事項が見えるので、すでにこの時代栽培されて染料として用いていたと見るべきであろう。『新撰字鏡』『本草和名』『和名類聚抄』にもみえ、『延喜式』斎宮寮・縫殿寮・内蔵寮などに藍関係の規定が記され、また『令集解』によると織部司の染戸に藍染が三十三戸あって、大和や近江に散在していた。降って鎌倉幕府の職制に藍作手奉行があり、

『壬生家文書』に藍役停止のことがみえ、『管見記』に紺撰、『東寺年貢算用帳』に紺屋・寝藍座が現われるなど、断片的史料ではあるが直接間接に染料藍が重視されたことが窺われ、永正七年（一五一〇）には京都で寝藍座についての特権争いも起っている。わが国最古の農書といわれる『清良記』は藍の栽培法を教えており、寛永ごろの主産地は山城・尾張・美濃と『毛吹草』は記し、その後京都・大坂近郊の耕作が専門化したがついて徳島藩の保護と奨励とによって阿波吉野川沿岸地帯の栽培が発展して、全国的に販賣されるに至った。しかし開港後印度藍の輸入があり、色素含有量に富む印度藍は逐年輸入増加するに及び、明治六年（一八七二）ごろ政府は、内地藍製法を改良して輸入防遏を画し、同十年ごろには各地に精藍事業が起り、五代友厚の朝陽館藍

これを代表したが資金的に挫折し、本場阿波における為政者の指導も軌道に乗らず、ついに同三十三年には印度藍の輸入額は三百九十万円と最高を記録したが、同年ドイツにおいて合成藍の商品化があり、間もなくその輸入を見て内地藍は漸次衰退していった。↓阿波藍あわあい

【参考文献】三木与吉郎編『阿波藍書』栽培製造篇・史話図説篇、児玉幸多編『産業史』二(「体系日本史叢書」一)

アイ「アル」ビー「エム」IRBM ↓ミ

あい「く」かい 愛育会 児童の身体的、精神的発達を目的とする、児童および母親の総合的福祉活動ならびに調査研究を行う機関。正確には母子愛育会という。昭和九年(一九三四)二月二十二日皇太子誕生の祝宴が皇居で行われた際、その記念として下賜された七十五万円が基金となり、宮内・内務・文部・拓務の四大臣協議のもと同年三月十三日、恩賜財団として設立され、現在社会福祉法人。東京都港区南麻布にある。初代の総裁は久邇宮妃、同二十二年より三笠宮妃が二代目総裁となり現在に至る。実験村としての愛育村活動や愛育幼稚園・ナーサリウム(保育室)・愛育養護学校・心理治療室・病院・愛育研究所などの活動がなされてきた。機関誌として「愛育」が発行されている。

【参考文献】『愛育会要覧』(一番ヶ瀬康子)アイ「エム」エフ IMF ↓国際通貨基金(「く」さい「う」どうき「ん」)アイ「エル」オー ILO ↓国際労働機構(「く」さい「う」どうき「ん」)アイ「エル」オー「は」ち「じゅう」な「ん」こう「じょう」やくも「ん」だ「い」ILO八十七号条約問題「結社の自由および団結権の擁護に関する条約」(ILO八十七号条約)は昭和二十三年(一

九四八)の第三十一回総会にて採択された。日本が同二十六年にILOに再加盟する際、公務員・公共企業体職員の団結権に制限が加えられていた事実が、いくつかの国の労働者代表から問題として指摘された。同三十二年六月、動力車労組と総評は連名で、公共企業体等労働関係法(公労法)第四条第三項「職員でなければ組合員であるいは組合役員になれない」の規定が、第八十七号条約に違反するとILOに提訴した。国鉄労組・全通・日教組・国公共関・自治労なども、公務員や公共企業体職員の団結権の制限・侵害に関する多くの証拠を申し立て、この問題は国際問題化した。総評は同三十三年度以降、本条約批准要求闘争を運動方針に掲げたが、その中心になったのは国鉄・全通などで、特に全通は再三にわたって時間外勤務協定締結拒否闘争などの実力行使を行なった。ILO総会は、日本政府に対して本条約批准をくり返し勧告し、また労働大臣の諮問機関である労働問題懇談会も同三十四年十二月、条約批准を答申したが、容易に実現しなかった。ついに同四十年、ILO対日実情調査委員会(委員長ドライヤー)が来日するに及んで、同年ようやく批准された。問題がこのように難航したのは、日本政府が本条約の批准と引きかえに、公労法では労働争議に関する組合統制力の制限、国家公務員法では在籍専従制度の撤廃(公務員としての地位を保ったまま休職して、組合役員の地位にあることを、三年間の経過措置のち廃止する)、地方公務員法では在籍専従問題のほかに組合費の源泉徴収制(給料から天引きする)を禁止する制限、労働組合の慣行・既得権を大幅に制限・剥奪する立法措置をとろうとしたためである。↓国際労働機構(「く」さい「う」どうき「ん」)

【参考文献】中山和久「ILOと労働基本権」(塩田庄兵衛)

あいおいし 相生市 ↓相生(おう)アイ「オー」シー IOC ↓国際オリンピック委員会(「く」さい「う」りん「び」く「い」い「ん」か「い」)

あいかぐん 秋鹿郡 出雲国(島根県)にあった郡。島根半島の西部に位置する小郡で、ほぼ現在の松江市北西部にあたる地域。明治の郡区編制では東は島根郡、西は橋本郡に接し、南は宍道湖、北は日本海に面していた。『和名類聚抄』に「安伊加」と註している。『出雲国風土記』は当郡を恵曇(えと)も、多太(ただ・大野・伊農(いの)の四郷と神戸里とに分けており、『和名類聚抄』も四郷に分けている。恵曇郷は現在の八束郡鹿島町恵曇・古浦・佐陀本郷の地域、多太郷は松江市東長江町・西長江町と秋鹿町の大部分を含む地域、大野郷は松江市大野町と秋鹿町南西部を含む地域、伊農郷は平田市美野町の西灘を除いた地域にあたる。佐太神社は八束郡鹿島町佐陀宮内にあり、佐太大神を祭っているが、『出雲国風土記』によると、佐太大神は神魂命の御子枳佐加比売(ささかひめ)命の御子で、島根郡加賀神崎の岩窟に生まれたという在地的な神であり、『延喜式』は小社に列している。中世の主なる荘園には大野荘と岡本荘がある。大野荘は松江市大野町にあたり、『大野氏系図』によると建久元年(一一九〇)大野季清は大野荘地頭職に補任され、季清の子季成も、嘉禄二年(一二二六)同荘の地頭職に補任されている。大野氏はこの地方の豪族で、本宮山に居城を構えていた。岡本荘は松江市岡本町一帯にあたり、鎌倉時代に佐陀神宮寺領を後宇多院御領としたものである。江戸時代には松江藩領であったが、天明五年(一七八五)藩主松平治郷は清原太兵衛に命じて佐陀(さだ)川を開削させ、洪水の際に宍道湖の増水によって起る佐陀川流域の低湿地の水害を防いだ。明治二十九年(一八九二)島根・意宇二郡と合併されて八束郡

となった。↓八束郡やつかぐん)【参考文献】黒沢長尚編『雲陽誌』二「大日本地誌大系」、黒沢石斎『懐橋談』(「出雲文庫」二)、「八束郡誌」、『島根県史』(友田吉之助)

あいがめやく 藍瓶役 ↓紺屋役(こうややく)【参考文献】藍草 藍汁で染めた鹿の採草もみかわ。無文の藍草と小文の藍草がある。藍草で、特に浅く染めたのを青草、深く染めたのを搗草(かちかわ)という。平安時代以来、武具・馬具・調度類の装束草に多く用い、青草装束・藍草装束などと呼ぶが、室町時代以前の甲冑の威(おど)としては、藍草威と呼ばず、黒草威というのを例とする。小文の藍草は菖蒲草が著名であり、石清水八幡宮の神人による大谷衆の八幡草の座で広く生産され、肥後の八代草もまたよく知られている。【参考文献】春田永年『温古笈覧』(「日本古典全集」)、同「甲組類鑑」(「新訂増補 故実叢書」三三)、大関増業「正支極要」(鈴木 敬三)

あいかわきんざん 相川金山 ↓佐渡金银山(さどきんざんざん)あいかわけん 相川県 明治時代初期、佐渡国(新潟県)におかれた県。明治元年(一八六八)四月、政府は旧幕領佐渡国統治のため、佐渡裁判所をおき、九月これを佐渡県とした。廃藩置県に及んで同四年十一月佐渡県を廃して相川県とし、相川町(旧佐渡奉行所)に治所をおく。五年七月相川県を三大区、三十小区に分けて治めたが、九年四月十八日相川県を廃して、全島新潟県に合併し現在の新潟県の形態が整った。当時相川県は戸数二万二千五百九十八戸、人口一〇万三千九百八十八人。初代権令は新貞老、二代目鈴木重頼。【参考文献】岩木拉「相川町誌」、『新潟県百年史』(渡辺 慶一)

【参考文献】黒沢長尚編『雲陽誌』二「大日本地誌大系」、黒沢石斎『懐橋談』(「出雲文庫」二)、「八束郡誌」、『島根県史』(友田吉之助)

あいかわそどう 相川騒動 〆新潟県相川米騒動にいがたけんあいかわこめそどう
あいき 間簾 近世の御殿女中の衣服のうち、打掛と下着の間に着る小袖。打掛のない時は上着に相当する。季節により、平常・式日で、地質・色目を相違する。平常は縞物を普通とし、正月から初午にかけての式日は間赤(あいか)といい、赤色の縞子・縮緬の類を用いる。上巳は間白(あいら)として、白縮緬の紅裏(もみうら)一領をつける。四月からは打掛をつけず、白重ねの拾て付帯とする。五月から単ひとえ。重陽は上巳同様。玄猪以降は間赤。
〔参考文献〕 関保之助「徳川御殿女中」(恩賜京都博物館講義集)六 (鈴木 敬三)
あいきつるき 相木鶴吉 生没年不詳 明治時代の機関士、労働問題記者。自由民権運動から労働運動に参加し明治二十四年(一八九一)四月、矢野絃吉や自由党员長坂八郎らと群馬県高崎で「上毛自由」を発刊、労働問題を論じ百二十五号まで続刊した。同三十年十二月一日片山潜主筆「労働世界」が発刊されると、労働新聞社社員となってその挿絵を担当したが翌三十一年四月五日、日本鉄道矯正会が組織されるとその所属となって労働運動に参加した。
〔参考文献〕 富沢実「群馬県社会運動物語」、片山潜・西川光次郎「日本の労働運動」(若波文庫)
あいきゅう 相給 江戸時代、武家の知行地給付の一形態。分郷(ぶんこう)・相知行ともいう。幕府は旗本に知行所、御家人に給知を諸大名はしばしば上級家臣に給所を割り当てたが、時に一村を二人以上の地頭(旗本・御家人)・給人(大名家臣)が領知することがあり、これを相給といった。幕府・諸藩は、地頭・給人層の権力の分散化または収納の平均化を意図して、給地の分散化を図ったが、別に、

石高制に伴う算定上の端数を便宜上近村から足高(たしだか)として渡す、いわゆる越石(こしこ)の処置をとることもあった。一村を二人の給人が領知する場合を二給、三人の給人が領知する場合を三給という呼び方が行われた。武蔵国樺沢郡荒川村(埼玉県大里郡花園村荒川)はもと徳川氏の代官領であったが、元和三年(一六二七)村高百九十四石を三分して須田氏知行所二十六石余、五味氏知行所八十一石余、代官領八十六石余とされたが、同六年、五味氏知行所は上知の上新たに小宮山氏知行所となり、代官領は吉野氏知行所とされた。吉野氏知行所は寛永年間(一六二四―一四四)上知され再び代官領となったが、その間石高は二百一十二石余に増加し、元禄十一年(一六九八)に四等分して内藤氏・大久保(長九郎氏)・大久保(源右衛門氏)・大久保(三太夫氏)の知行所となり、合わせて六給の村となった。須田氏は知行高五百二十石余の内二十六石余、小宮山氏は知行高八百五十石の内八十石余、内藤氏は知行高九百五十石の内、大久保三氏はそれぞれ九百石・九百石・九百石の内各五十三石余を、荒川村で領知していたことになり、須田・内藤・大久保三氏のために一戸の名主・持田氏、小宮山氏のために一戸の名主(他の持田氏を置いた。大久保三太夫氏の知行所だけは、慶応元年(一八六五)改易となり、代官領となった。また、備前岡山藩領でも給地の分散・相給化が顕著で、享保六年(一七二二)邑久郡尾張村では村高(直高)三千五百六十六石余の内蔵入高九百八十五石、給人知行高二千五百八十一石余となっており、給地は二十六人の相給であった。これは極端な例であるが、程度の差はあっても、類似の例は他の諸藩でも見られた。
あいきょうげん 間狂言 能楽用語。能間(のうあい)・間(あい)ともいい、能一曲のうちで

狂言方が演ずる部分の総称。(一)語間(かたりあい)、(二)会釈間(あしらいあい)に分類され、(三)口開間(くちあけあい)をたてることもある。(一)「語間」は現在では最も一般的な形式で、その土地の者が故事をかたる「居(い)語(ご)ともいう」と「立(たち)語(ご)」(立シヤベリ・シヤベリともいう)に分類される。「立語」には末社の神が語りとして登場し、舞う「末社間」と早鼓で登場して急用を触れる形の「早打(はやうち)間」とがある。(二)「会釈間」は狂言方が能の登場人物の一人となるもので、補佐助演する形と、間劇的に演ぜられるものがある。(三)「口開間」は一曲のはじめに登場して語るものと、「会釈」語を兼ねるものがある。特殊な工夫をこらした演出の間狂言として演ぜられるものもある。古く、世阿弥自筆能本などによれば、「ヲカシ」として活躍の場がひろく存在していたとみられるが、現在の形式が確認できるのは近世以降である。
〔参考文献〕 山本東次郎「間狂言の研究」、野村万蔵「狂言の道」、川瀬馬「謡曲名作集」上解説、野上豊二郎「能と狂言」(能楽全書 新修四所収)、北川忠彦「初期間狂言の形態」(国語国文)二二ノ四 (田口 和夫)
あいきょうじゅく 愛郷塾 日本ファシズム(原始回帰)論派の代表的論客のひとり橋孝三郎の主宰した私塾。「自営的勤労学校愛郷塾」がその正式名称である。昭和六年(一九三二)四月十五日、茨城県水戸市郊外(新原町)に創設された。これよりさき、同四年十一月二十三日橋は「愛郷精神」と「経済の実際運動」によって「荒廃シツツアル農村ヲ救」おうとして、愛郷会をつくった。部落の先生と青年たちを結集したこの愛郷会を支える中堅人物としての「日本の正しくよき土の勤労生活者」を養成するために、橋孝三郎は愛郷塾を設立

したのである。農場内の寄宿舎で自治的な生活が営まれ、午前(に)学課(数・英・歴・博物・簿記・用器画・農村学・哲学入門・経済学説史など)、午後(に)農場実習・手仕事などが教えられた。経費は、塾生の月謝米・現金少々(と農場収益によって賄われた(一部、風見章・穴沢清次郎・斎藤茂一郎の援助があった。一五・一五事件(こゝいちこじけん)↓橋孝三郎(たちはなこうさぶろう)
〔参考文献〕 富岡如夢「五・一五と血盟団」、今井清一・高橋正衛編「国家主義運動」一「現代史資料」四、内務省警保局編「昭和七年中ニ於ケル社会運動ノ状況」(社会運動の状況)四、司法省刑事局編「国家主義乃至国家社会主義団体概観」(思想研究資料)特輯二、馬場義統「我が国に於ける最近の国家主義乃至国家社会主義運動に就て」(司法研究)一九、松沢哲成「橋孝三郎―日本ファシズム原始回帰論派―」(松沢 哲成)
あいぎん 間銀 値間銀あるいは値段間銀の略。種々の用例がある。たとえば(一)堂島米相場用語としての間銀。享保十五年(一七三〇)から公許された堂島米会所の正米取引は、米切手の実物取引で、即日代銀渡し(たてまえ)であるが、転々売買されるので、四日目に決済された。そこで売手の仲買(あ)が、米切手を持参して買手乙のところへ代銀を受取り、いっても、乙は転売先丙との受渡を依頼することがあった。したがって甲は、結局丙から代銀を受け取るが、乙に売ったものと値段の間に差額を生ずるのが通例であって、この差額を間銀、くわしくは「まわり間銀」とい、甲乙間で節季に決済された。(二)石代値段が米・綿など農民の商品販売値段を上回ったときの差額。石代値段は享保の末年以来、十月十五日から三十日までの上新米平均相場に定法の増銀を加えて定めていたが、特に寛政

九年(二七九七)平均相場のため方の改正があり、間銀は拡大されて百姓の負担となった。(三)天保八年(一八三七)の大塩平八郎の乱後、大坂で米価暴騰になやむ細民のために、町奉行所から搦米屋に間銀を支給して、一人に五合を限り白米を販売せしめたが、この場合の間銀は、時価と売価との差額補償であった。

【参考文献】大蔵省編『日本財政経済史料』

一・五、『大阪市史』二、『稲の穂』(大阪市史)五、『島本得』、『徳川時代の証券市場の研究』、竹中靖一『島本得一教授に「米切手」を聞く』(「バンキング」一五)、森杉夫『間銀をめぐる農民の動向』(「ヒストリア」二六)

(田谷 博吉)

あいくおう 阿育王 前二六九—二三二在位。

紀元前三世紀の古代インドのマガダ国のマウリヤ王朝第三代のアショカ王のこと。初代のチャンドラグプタ王は前三二七年から三二五年にインド遠征を行なったアレキサンダー大王と同時代で、その首都パタリプトラにはシリア国の外交使節メガステネスが駐在して、インド見聞録を書き残している。阿育王は前二七三年に父王ビンヅサラのあとを継いだ。伝承によると兄弟を殺して四年後に即位灌頂の式を挙げたという。王の確実な事績は即位十二年(前二六五)から同二十八年の間に発布した詔勅によって知られる。詔勅は岩石・石柱に刻されているが、それによるはじめは専制君主として権力政治を行なっていたが、即位第九年にインド東部のカリンガ国を征服したのが転機となって勝利者の悲哀を痛感し(岩石詔勅第十三章)、それから熱心に仏法修行に精進して第十一年に正覚の体験を得た(小岩石詔勅、岩石詔勅第八章、カンダハル詔勅)。この精神的転換を契機として政治の方針を根本的に改め、中央・地方の統治機関の機能を、人民の間に正法を弘め育てることに重点を置くようになった。そして即位第十四

年に、正法宣布の専任として正法大官を設置した。また王は国内のみならずシリヤ・エジプト・マケドニア・キレネ・セイロン(の諸国へ)も使者を遣わして正法を弘めようとした(岩石詔勅第二章・第十三章)。セイロン島へは王子マヒンダを派遣したという(「島史」)。なお「島史」、『大史』、『阿育王経』およびサーンチー第一塔から出土した舍利壺の銘文にも、インド辺境地方に派遣された長老の名が記されている。

【参考文献】『阿育王伝』(大正新修)大蔵経五〇、宇井伯寿『印度哲学研究』四、大野達之助『聖徳太子の研究』、E. Hultzsch: *Inscriptions of Asoka*, J. Bloch: *Les inscriptions d'Asoka*, A. Dupont-Sommer: *L'inscription arameenne*, *Journal Asiatique*, 246, (1968); V. A. Smith: *Asoka*, R. Mookerji: *Asoka*, D. R. Bhandarkar: *Asoka*.

(大野達之助)

あいくわじ 阿育王寺 中国浙江省寧波地区鄞(ぎん)県の東阿育王山にある寺。育王山(いくおうさん)ともいう。西晋の太康二年(二八二)劉薩婆(りゅうさつ)が仮死した時、金色の聖人から会稽(紹興)の阿育王塔を頂礼して諸罪を懺悔すべしと告げられたので、蘇生のと出家して慧達と名を改め、会稽に至って尋ねたところ一夜地下に鐘聲があり三日を経て舍利塔が涌出したのが起源と伝わる。阿育王の八万四千塔にちなんだ伝説である。その後、東晋安帝の義熙元年(四〇五)勅によって塔・禅室が造られ、劉宋文帝の元嘉二年(四二五)、道祐に勅して三級の塔を建てしめ、梁武帝の普通三年(五三二)阿育王寺の額を賜った。その後も寺塔の修復が行われたが、宋真宗の大中祥符元年(一〇〇八)広利禅寺の額を賜われて禅刹とし、英宗治平三年(一〇六六)臨濟宗の懷璉(えん)が住してから宗果(そうこ)など多くの高僧が入住し

て一時興隆した。明洪武元年(一三六八)崇祐これを復興し、同十五年名を育王禅寺と改め、禅宗五山の第五とした。『平家物語』に平重盛が育王山(いくおうさん)に黄金を寄進したことがみえ、源実朝も参詣を企て、重源が木材を送って舍利殿を建立するなど、わが国との関係も深い。

【参考文献】常盤大定・関野貞『支那仏教史蹟詳解』、木宮泰彦『日支交通史』

(大野達之助)

あいくち 合口 ①刺刀さすか

あいくちづくり 合口造 箱の蓋の一形式で、蓋と身が口縁であう構造のもの。身の口縁部の内側にある立上りが特に高くなっているものを印籠蓋造という。蓋の形式には他に、蓋が身にかぶせられる被蓋造、蓋が身にただ置かれるだけの置蓋造がある。正倉院宝物などの箱の遺例からすると、奈良時代の箱の蓋は被蓋造か印籠蓋造がほとんどで、合口造は平安時代後期からのものが多く、これは和風の形式ともいえそうである。合口造の場合は、置口(おきぐち)といって、口縁の飾りと補強のため金属製の縁がつけられ、古くはあたりの柔らかい錫を用いるのが普通であったが、近世では銀や金銅が多く用いられた。

(岡田 謙)

あいくんじょうやく 環埵条約 一八五八年五月二十八日(咸豊八年四月十六日)環埵において東シベリア総督ムラビヨフ M. N. Muraviev と黒竜江將軍奕山(えきざん)との間に締結された露・清間の国境画定に関する条約。

三条より成り主な内容は(一)黒竜江北を露領とし、ウスリー江東—海浜間の地域は国境画定まで兩國の共管地とする、(二)黒竜江・松花江・ウスリー江の河川航行は清露兩國船舶にのみ許す、(三)黒竜江北岸のセヤ河以南、ホルモジン屯以北の原住民満洲人は永遠に居住を許され清国官憲が管轄し、露人の侵犯を許さない、

(四)ウスリー・黒竜・松花各江沿岸居住両国民の相互間の交易を許す、などである。(二)の松花江については清国領土内におけるロシアの航行権に疑義があつて以後紛糾した。(三)はいわゆる江東六十四屯で義和団事件に際し大虐殺事件の発生をみた。ムラビヨフは次第にウスリー沿海地方の開発をすすめたが、安政六年(一八五九)には艦隊を率いて江戸に來航した。一八六〇年の露清北京条約は環埵条約を確認するとともに、ウスリー江東地域をも露領とした。

【参考文献】『露清史略』矢野仁一『満洲近代史』、和田清『江東六十四屯の問題について』(「東亜史論叢」所収)

(白井 勝美)

あいくん 愛甲郡 相模国(神奈川県)中

央部北寄りの郡。明治の郡区編制では東は相模川を隔てて高座郡、南は大住郡、西から北へかけては塔ノ岳・丹沢山・三増峠などを境に足柄上郡と津久井郡とに接していたが、現在郡域の東南部約半分は厚木市の市域となっている。『類聚国史』五四多産の大同二年(八〇七)三月辛卯条に、相模国愛甲郡の人、物部国吉の女が三つ子を生んだので、稲三百束を賜ったという記事が郡名の初見である。『和名類聚抄』は「阿由加波」と訓んでいる。郡名の起源については「新編相模国風土記稿」は、郡の東南端にある愛甲村(厚木市の西南)によるとしているが、『類聚三代格』に収める富和二年(八三五)六月の太政官符に駿河国の富士河と相模国の鮎川は流れが急で渡船の際遭難が多いので、浮橋を造らせることがみえており、相模川の中流を鮎川というところから郡名が起ったとする説もある。『日本後紀』延暦十六年(七九七)三月戊子条によれば、甲斐国と相模国との境界争いがあり、甲斐国都留郡都留村東辺砥沢・神奈川県津久井郡藤野町名倉かを国の境と定め、東がわを相模国の地

とした。これを相模郷と呼んだという。現在の津久井郡の地は、鎌倉時代以後奥三保と称していたが、その相模川西南の地はもと愛甲郡に属していた。明瞭に分離したのは、元禄四年（二六九）山川金石衛門が津久井県と称えさせた時からという。『和名類聚抄』によれば、郡内は玉川・英那・印山・船田・六座・余戸の六郷に分かれていた（高山寺本には余戸なし）。『新編相模国風土記稿』は玉川を郡の南部、英那を愛名村、印山を飯山村、船田を厚木村（以上厚木市）、六座を熊坂村に於ている。戦国時代には北条氏が相模国を東・中・西の三郡としていたので、中郡の中に含まれていた。『類聚三代格』に収める太政官符によれば、承和十一年、相模介橋永範が本郡と高座郡の内の空閑地を開発して、救急院の費用を弁じたことがみえ、『三代実録』貞観七年（八六五）条には大住・愛甲二郡の空閑地四百町内見開田十五町を淳和院の費用に充てたことがみえる。式内社は小野神社一座である。平安時代に毛利荘が立てられ、鎌倉時代には愛甲荘（熊野山領）もあった。毛利荘は建久のころ、大江広元の所領であり、その子季光は毛利を号し、その子孫は中国地方に移り、のちに戦国大名となった。『平治物語』にみえる毛利冠者義隆、鎌倉時代の愛甲三郎季隆などはみな郡内の地にゆかりある武士である。江戸時代、中荻野村山中に荻野山中藩主大久保氏の陣屋があった。地勢は相模川およびその支流の平地以外は山地で、江戸時代の産物は椎茸・絹・炭・鮎などであり、元禄ごろの石高は寺社領を除きおよそ二万六千石であった。郡の名も江戸時代には「あいこうぐん」とあり、明治になって「あいこうぐん」となった。昭和三十年（一九五五）厚木市が市制を施行したため、現在北部が愛川町、西部が清川村の一町一村からなる（昭和四十九年四月一日現在）。

【参考文献】『神奈川県史』資料編、鎌倉市史、史料編、村瀬米之助「愛甲郡誌」、『愛甲郡制誌』（貫 達人）

あいこうのしょう 愛甲荘 相模国愛甲郡の荘園。現在の神奈川県厚木市愛甲付近。立荘年次や成立事情などの詳細は不明。『小野氏系図』によると、武蔵横山党の隆兼が源為義の代官愛甲内記平大夫を殺害したため、朝廷から追討使を差し向けられ、容易に降服しなかったが、秩父権守重綱・三浦平太郎が次・鎌倉権五郎景政らに攻められ、ようやく朝廷に降った。しかし、隆兼は為義の計らいて咎なく、かえって為義から白弓袋と愛甲荘を与えられたと伝えている。おそらく、愛甲荘の荘官職を与えられたものであろう。『長府毛利家文書』寛元元年（一四三三）七月の將軍頼経下文によると、このころは熊野山の所領で、藤原清俊が地頭であったことが知られる。ついで、『松浦文書』によると、文和元年（一二五二）足利尊氏は、当荘の内上杉能憲あとの地頭職を松浦秀に与えている。なお、荘内には船子郷があった。

【参考文献】清水正健編『荘園志料』下、西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての「牧」の発展」（『荘園史の研究』上所収）

【参考文献】津久井章雄「国家主義運動史論」、今井清一・高橋正衛編『国家主義運動』一（『現代史資料』四）、馬場義統「我が国に於ける最近の国家主義乃至国家社会主義運動に就て」（『司法研究』一九）（高橋 正衛）

あいこうぐんせいれんめい 愛国学生連盟

昭和六年（一九三二）十二月十七日に東京の大学生を中心に結成された右翼的な学生団体の一つ。連盟は愛国社村塾や愛国青年連盟などとともに、右田愛之助・松木良勝の指導した愛国社の影響下にあった。連盟は同年満洲国即時承認運動、司法官赤化問題では国体擁護連合会に参加して政府の責任を追及し、また同年美濃部達吉の天皇機関説では機関説撲滅を叫び、永田鉄山暗殺事件の相沢三郎中佐や浜口雄幸首相暗殺未遂事件の佐郷屋留雄の減刑嘆願運動を行うなど、愛国社と表裏一体

の活動を展開した。

【参考文献】木下平治「日本ファシズム史」（佐藤 昌三）

あいこうきんろうとう 愛国勤労党

昭和初期の右翼政党。急進愛国党津久井竜雄・伊地知義一ら・全日本興国同志会（天野辰夫・中谷武世・綾川武治）を中心に国家社会主義団体の十六団体が戦線統一を意図して、昭和五年（一九二〇）二月十一日の紀元節に結盟式をあげた。五つの綱領と政治・経済・社会・教育の四十八項目の政策大綱を掲げた。同五年のロンドノ海軍縮小条約問題、草刈少佐自刃問題などで海軍軍令部支持の運動を展開し、同年二月の総選挙に党員北略吉・天野・綾川・林逸郎などが立候補した。天野のもとに機関紙「勤労日本」を発刊。当時日本国民党と並んで右翼陣営に勢力を張った。しかし津久井一派と天野・中谷一派とは分裂し漸次天野・中谷派の個人団体となった。天野・前田虎雄とともに中央委員が神兵隊事件の首謀者になるに及んで愛国勤労党の存在は世に衝撃を与えた。また、この党には鹿子木員信の「直日のむすび」が属し、神兵隊事件以後は事務所を天野方におき団員二、三百名を擁した。

【参考文献】津久井章雄「国家主義運動史論」、今井清一・高橋正衛編『国家主義運動』一（『現代史資料』四）、馬場義統「我が国に於ける最近の国家主義乃至国家社会主義運動に就て」（『司法研究』一九）（高橋 正衛）

あいこうしんしや 愛国交親社

明治前期の自由民権派地方政社。明治十二年（一八七九）三月に、愛知県碧海郡上重原で、旧重原藩大参事であった内藤魯一を中心に結成された三河交親社に端を発する。同年四月大阪の愛国社に加盟するとともに、十三年一月には組織を名古屋方面にも拡大し、荒川定英ら旧名古屋藩士を会員にし社名を愛国交親社と定めた。しかし農民・町人を主体として自由

民権の伸張を主義にした内藤の三河グループと、撃剣興行を事とする荒川の尾張グループとは相いれず、同年六月分裂して三河組・尾張組と称した。両組は互いに競合対立しつつ組織を発展させ、愛知県での自由民権運動の中核的役割を果たした。十四年十月自由党が結成されるや、尾張組は自由党支部となったが、三河組は自由党に絶縁して愛国交親社として独自の道を歩んだ。十六年・十七年には愛知・岐阜両県で二万七千名の社員をもち、都市と農村の下層民の間にも根強い組織を誇ったが、十七年七月十三日名古屋警察署襲撃の計画が発覚し、同年七月十九日結社禁止の処分により解散した。

【参考文献】長谷川昇「加茂事件」堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』二所収、同「愛国交親社の性格」（『歴史評論』七八）（内藤 正史）

あいこうとう 愛国公党

（一）最初の自由民権派政社。明治七年（一八七四）一月十二日に、前参議副島権臣の東京の邸宅で結成された。結成のときに、党綱領である愛国公党本誓を決定し、天賦の人権に基づいて民権議院の設立を要求することが、当面の政治課題の第一である、とうたつた。そしてその主張を具体的に実行するため、四日おいた一月十七日には、民権議院設立建白書を、副島・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平の四人の前参議それに小室信夫・由利公正・岡本健三郎・古沢滋の四名を加えた八名の連署で提出した。なお、愛国公党本誓には、八名のほか当日の会同者全員が署名したことになるが、その氏名はわからない。また党活動としても、東京銀座三丁目幸福安全社を設立して同志集会の場としたこと以外は、何もわかっていない。そして結党の二週間後に片岡健吉が、二ヵ月後に板垣が帰郷したことにより、事実上消滅してしまった。 ↓民権議院設立建白